

庄原市監査委員告示第 5 号

令和 6 年 3 月 22 日付け庄原市監査委員告示第 2 号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 1 日

庄原市監査委員 星 野 正 嗣
同 政 野 太

令和5年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

口和支所地域振興室			
項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
1 大月自治会 （庄原市ほたる見公園 指定管理事務）	<p>【団体及び所管部署に対するもの】</p> <p>ア 指定管理者から提出される書類について、内容を確認されるとともに、第三者委託については、許可申請を行うよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>指定管理者から提出される書類について、内容を精査し、不備があった場合は修正を指導する。第三者委託については、許可申請を行うよう指定管理者を指導した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市屋外体験施設設置及び管理条例 ・庄原市屋外体験施設設置及び管理条例施行規則 ・庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 ・庄原市契約規則
	<p>【所管部署に対するもの】</p> <p>イ 契約書へ必要となる書類の添付がないものが見受けられた。契約事務の執行にあたっては、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>契約書へ必要となる書類の添付について、十分に確認を行い、適正な事務処理を行う。</p>	